ASBJ

第 575 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(4)-2

日付　2026 年 4 月 22 日

プロジェクト　金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発

項目　負債性金融商品と資本性金融商品の区分

I.　本資料の目的

1.　本資料では、負債性金融商品と資本性金融商品の区分に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II.　本論点を取り上げる理由

2.　第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承された。また、基準開発の進め方について、第 571 回企業会計基準委員会等[1]では、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先的に検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった[2]。

3.　さらに、フェーズ 1 における主な検討項目及び検討の進め方について、第 571 回企業会計基準委員会等では次のことを提案した。

フェーズ 1 における主な検討項目

① 分類のアプローチ（SPPI 要件[3]及び事業モデルに基づくアプローチを採用するかどうか、負債性金融商品と資本性金融商品との区分）

② 実効金利法による償却原価で測定する金融資産[4]の範囲（予想信用損失モデルを適用する金融資産の範囲）

---

[1] 第 571 回企業会計基準委員会及び第 250 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 19 日開催）を合わせて「第 571 回企業会計基準委員会等」という。

[2] その他の領域（株式を含む。）については、フェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。

[3] SPPI 要件とは、「当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」かどうかで金融資産を分類するものである（IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）4.1.2 項(b)及び 4.1.2A(b)項）。

[4] その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定しつつ当期純利益の算定において実効金利法による償却原価を用いるものを含む。

③ 組込デリバティブ

④ 公正価値オプション

検討の進め方

① IFRS 会計基準の分類及び測定の定めを導入した場合の影響について分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の定めを参考に検討する。

② 日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容（例：事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理）に照らして、整理を行う。

4. 前項の提案に関して、これまでの審議において、他の論点と密接に関連する分類のアプローチについて優先的に検討することが考えられるとの意見が聞かれている。

5. 前項の意見を踏まえ、本資料では金融資産の分類アプローチの一部である負債性金融資産と資本性金融商品との区分について、関連する金融商品会計基準等[5]と IFRS 会計基準における定めを確認の上、ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 会計基準の定めの確認

（金融商品会計基準等における定め）

6. 金融商品会計基準等において、負債性金融商品と資本性金融商品の定義は設けられておらず、基本的に金融商品の法的形態に基づいて分類することとされている。

7. この点、金融商品会計基準では、「本会計基準の適用範囲となる金融資産及び金融負債については、適用範囲の明確化の観点から、米国基準等に見られる抽象的な定義によるのではなく、現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務等の具体的な資産負債項目をもって、その範囲を示すこととした」とされている。また、有価証券については、金融商品取引法に定義する有価証券を基礎としつつ、金融資産の性質も考慮した上で企業会計上の有価証券として取り扱うものを定めている。（金融商品会計基準第 52 項及び第 53 項）

[5] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品 Q&A」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

（IFRS 会計基準における定め）

8. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）では、資本性金融商品（Equity instrument）について次のとおり定義されている（IFRS 第 9 号付録 A 及び IAS 第 32 号第 11 項）。

> **（資本性金融商品の定義）**
>
> 資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対しての残余持分を証する契約である。

9. 一方、IFRS 会計基準において、負債性金融商品（Debt instrument）の定義は設けられていない。この点、IFRS 会計基準における「資本性金融商品」は金融商品の発行者の観点から定義されていることから、発行者の観点から IAS 第 32 号における金融負債（Financial liability）の定義を満たす金融商品は、保有者の観点からは負債性金融商品に該当すると考えられる。ここで、IAS 第 32 号では、金融負債について次のとおり定義されている（IAS 第 32 号第 11 項）。

> **（金融負債の定義）**
>
> 金融負債とは、次のような負債をいう。
>
> (a) 次のいずれかの契約上の義務
>
> (i) 他の企業に現金又は他の金融資産を支払う。
>
> (ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する。
>
> (b) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの
>
> (i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるか又はその可能性があるもの
>
> (ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの[E5]。この目的上、何らかの通貨の固定額と交換に企業自身の固定数の資本性金融商品を取得する権利、オプション又は新株予約権は、企業が当該権利、オプション又は新株予約権をデリバティブ以外の同一

> クラスの企業自身の資本性金融商品の現存の所有者のすべてに比例的に提供する場合には、資本性金融商品である。また、これらの目的上、企業自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項に従って資本性金融商品に分類されるプッタブル金融商品、清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品で第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類されるもの、又は企業自身の資本性金融商品の将来の受取り若しくは引渡しに関する契約である金融商品は含まない。
>
> 例外として、金融負債の定義を満たす金融商品が、第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、資本性金融商品に分類される[6]。

10. また、IAS 第 32 号では、金融負債と資本性金融商品の区分（以下「負債と資本の区分」という。）に関する詳細なガイダンスが提供されている。

IV. ASBJ 事務局による分析

（負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチの採用の是非）

11. 金融商品会計基準等では、当該会計基準の適用範囲の明確化の観点から、金融商品の法的形態を基礎とする分類アプローチが採用されている。一方、IFRS 会計基準では、金融負債と資本性金融商品を定義し、当該定義に照らして分類することとされている。

12. 仮に負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の長所としては、次のことが考えられる。

    (1) IFRS 第 9 号では、分類及び測定と減損が体系として整合的となっているため、IFRS 会計基準の定めを取り入れた場合には、減損に関する定めとの不整合は生じない。

[6] 2017 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会において、金融負債の定義を満たす金融商品のうち、IAS 第 32 号の第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項の特徴と条件のすべてを満たしていることにより資本性金融商品に分類される金融商品については、IFRS 第 9 号の公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択（FVOCI オプション）に適格ではないとアジェンダ決定されている（2017 年 9 月 IFRIC Update）。

(2) IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表を作成する上で、基本的に修正が不要となると考えられる。

13. 一方、負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の短所としては、次のことが考えられる。

(1) IFRS 会計基準においては、金融負債と資本性金融商品の定義に照らして分類することが要求される。また、IAS 第 32 号では、負債と資本の区分に関するガイダンスが設けられている。仮に IAS 第 32 号のガイダンスを含めて IFRS 会計基準の定めを取り入れた場合には、負債性金融商品と資本性金融商品を区分する上で複雑な判断を要する場合があると考えられる。

(2) 現行の金融商品会計基準等における負債と資本の区分は、会社法と密接に関連している。また、金融商品会計基準等では、適用範囲の明確化の観点から、定義を定めるアプローチではなく、金融商品の法的形態を基礎とする分類アプローチを採用したとされている（本資料第 7 項参照）。このため、負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準の定めを取り入れる場合には、会社法との関係や金融商品会計基準の適用範囲等への影響を整理する必要があると考えられる。

14. 上述の負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れる場合の長所及び短所を比較した場合、短所として挙げた複雑な判断を要する場合があることや会社法との関係の整理などに懸念があり、短所の方が長所よりも重大な可能性があると考えられる。

15. また、IASB は、負債と資本の区分に関する適用上の課題に対応するための基準開発プロジェクト[7]を進めている段階にあることから、現時点で IFRS 第 9 号及び IAS 第 32 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性がある。

16. 本資料第 14 項及び前項を踏まえ、負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れないことが考えられる。

（負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れない場合の対応）

[7] 一般に FICE（Financial Instruments with Characteristics of Equity：資本の特徴を有する金融商品）プロジェクトと呼ばれている。詳細はリンク先を参照。
https://www.ifrs.org/projects/work-plan/financial-instruments-with-characteristics-of-equity/

17. 負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れない場合には、金融資産ごとに IFRS 会計基準において負債性金融商品に分類されるかどうか検討を行い、個別に定めを設けることが必要になると考えられる。

18. IFRS 会計基準において負債性金融商品に分類される可能性がある金融資産としては、主に次のものが考えられる。

(1) 債権

(2) 債券（譲渡性預金（国内 CD）[8][9]を含む。）

(3) 一部の種類株式

19. ここで、フェーズ 1 では予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先的に検討を行うこととしているため、予想信用損失モデルの適用範囲への影響の観点に焦点を当てて検討を行うことが考えられる。

債権

20. 本資料第 18 項(1)の債権について、減損に関する公開草案では、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）、預託保証金であるゴルフ会員権について、予想信用損失モデルの適用範囲外としている。IFRS 会計基準に照らした場合、これらを負債性金融商品に該当するとして取り扱うことに特段の問題はないと考えられる。このため、これらの金融資産について、IFRS 会計基準における負債性金融商品として取り扱い、フェーズ 1 において検討することが考えられる。

債券

21. 本資料第 18 項(2)の債券については、減損に関する公開草案では満期保有目的の債券を予想信用損失モデルの適用範囲としている。このため、ここでは満期保有目的の債券以外に区分される債券について検討を行う。

22. 満期保有目的の債券以外に区分される債券については、一般的に負債性金融商品に分類されると考えられるものの、IFRS 会計基準では発行会社の完全裁量により利

---

[8] 譲渡性預金（Certificate of Deposit: CD）とは、「払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のないもの」をいう。譲渡性預金（国内 CD）は、金融商品会計基準等において有価証券（債券）として取り扱うこととされている（金融商品実務指針第 8 項、金融商品 Q&A Q1 及び Q67）。

[9] 金融商品 Q&A Q67 では、「国内 CD も実務指針で有価証券として取り扱うとされています（金融商品実務指針第 8 項）ので、満期保有目的の債券に分類することができると考えられます。」としている。

息の支払いを停止（非累積）できるような一部の永久債について資本性金融商品に分類される可能性があると考えられる。ただし、このように IFRS 会計基準で資本性金融商品に分類される債券は、我が国においては限定的であると考えられる。

23. 満期保有目的の債券以外に区分される債券に関する前項の分析を踏まえると、次の 2 つの対応が考えられる。

案 1：IFRS 会計基準において資本性金融商品となりうる債券を具体的に定めてフェーズ 1 の対象から除く。

案 2：債券についてはすべて負債性金融商品とみなしてフェーズ 1 において検討を進める。

24. 前項のいずれの案もありえると考えられるが、案 1 については IFRS 会計基準において資本性金融商品となりうる債券を具体的に定めることの困難性があること、IFRS 会計基準において資本性金融商品となりうる債券は我が国においては限定的であると考えられることから、案 2 を採用することが考えられる。

種類株式

25. 本資料第 18 項(3)の負債性金融商品に分類される可能性がある種類株式については、実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 10 号」という。）Q1 に従い、債券と同様に取り扱われていると考えられる。実務対応報告第 10 号 Q1 に従い債券と同様に取り扱う種類株式について、満期保有目的の債券に区分している場合には、減損の公開草案における予想信用損失モデルの適用範囲に含まれると考えられる。一方、このような種類株式のうち満期保有目的の債券に区分していない場合には、減損の公開草案における予想信用損失モデルの適用範囲に含まれないと考えられる。

26. このため、実務対応報告第 10 号 Q1 に従い債券と同様に取り扱う種類株式のうち、満期保有目的の債券に区分していない種類株式については、上述の債券と同様に取り扱うこととし、IFRS 会計基準における負債性金融商品として取り扱い、フェーズ 1 において検討を進めることが考えられる。

27. 一方、種類株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式以外の種類株式については、IFRS 会計基準における資本性金融商品に分類されるものとして、フェーズ 2 において検討することが考えられる。

V. ASBJ 事務局からの提案

28. 以上の事務局の分析を踏まえると、負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチは取り入れず、現行の金融商品会計基準等における金融商品の法的形態を基礎とする枠組みを維持することが考えられるがどうか。

29. 前項の場合、減損の公開草案において予想信用損失モデルの適用範囲に含まれていない次の金融資産について、IFRS 会計基準における負債性金融商品として取り扱ってフェーズ 1 の検討を進めることとしてはどうか。

(1) 債権のうち、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）、預託保証金であるゴルフ会員権

(2) 満期保有目的の債券以外に区分される債券

(3) 実務対応報告第 10 号 Q1 に従い債券と同様に取り扱われる種類株式のうち、満期保有目的の債券に区分していない種類株式

ディスカッション・ポイント
本資料第 11 項から第 29 項の事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以　上